東近江市民クラブ　田井中　丈三

公共下水道への接続は

Q　農村下水道の公共（流域）下水道への接続について、

①農村下水道と流域下水道の汚水処理レベルの違いや入浴剤の使用の可否など、利用制限は。

②地元の管理組合にどういったことを依頼しているのか。

③公共下水道接続を完了した処理区数と今後の予定は。

④地震による液状化対策は。

⑤防災観点のリスクを整備順序に反映すべきと考えるが見解は。

A　①農村下水道、流域下水道それぞれに処理方式や規模に違いはありますが、いずれの処理場においても、水質汚染の原因となる窒素やリンなどを除去する３次処理まで行われており、処理レベルに大きな違いはありません。したがって農村下水道での入浴剤の使用も、適量であれば差し支えありません。

②処理場内の立木などの管理、管理室などの清掃、前処理室のし渣の除去、適正な維持管理の普及促進の４つの業務をお願いしています。

③現時点で16処理区の接続が完了し、今後は29処理区の接続を予定しています。

④本市防災マップで液状化の可能性があると示している箇所では、公共下水道の重要な幹線管渠を対象にマンホールの浮上防止工事を順次進めています。

⑤災害時における施設のリスクを想定する中で考慮するべき点として考えています。

東近江市民クラブ　西村　和恭

財源確保の努力を

Q　設置後、30年を迎え老朽化により浄化機能が低下する合併処理浄化槽の更新に対する新設の市単独補助制度について、

①補正予算額の積算根拠は。

②補助対象の要件は。

③法に基づく検査で不適正の判定を受けた件数は。

④更新に係る事業の補助制度復活について、国・県への働きかけを強化されたいが見解は。

A　①国が定める新規設置時の交付金算定基準を適用しています。例えば、５人槽では設置工事費が83万円、補助限度額は設置工事費の４割、33万２千円となります。６人～７人槽、８人～10人槽も、同様の計算でそれぞれ２基分、合計６基分を計上しています。

②公共下水道や農村下水道が整備されない地域において、浄化槽設置から30年を経過、または設置から20年を経過し、法定検査で浄化槽本体などの躯体が不適正と判断された住宅用浄化槽や自治会管理の集会所などを対象としています。

③令和６年度に不適正となった件数は４件です。

④今年３月に国から浄化槽更新に対する制度改正の通知があったことから、活用できるか検討しているところです。引き続き国・県に対して要望していきたいと考えています。

東近江市民クラブ　大橋　保治

肉付け予算の市長の思いは

Q　今回の補正予算で取り組む重点施策の意気込みについて、

①企業誘致への期待や展望は。

②国宝指定を目指す意気込みは。

③小中学校の環境整備は。

A　①県産業用地開発事業は、企業の立地ニーズへの対応とともに長年未活用となっていた公有地の活用など大きなチャンスでもあり、本市だけでなく県全体の発展を見据えた未来への投資です。今後も、企業間取引の増加、市民の雇用拡大、賃金の向上、交通インフラなどの利便性の向上や市税収入の増加などによる財源確保など、さまざまな波及効果を期待するとともに、積極的な企業誘致に取り組んでいきます。

②行政が積極的に働きかけをしなければ国宝指定がされないと考えており、組織体制の強化を行ってきました。国宝があるかどうかでまちの価値付けが行え、観光政策の推進においても大きな役割を果たすため、今後とも国宝指定を目指していきます。

③大規模改修や教室の空調整備、トイレの洋式化を進めるとともに校内のインターネット環境を整えました。今後は、小中学校の体育館へ空調整備を計画的に整えていきます。

　本市の小中学校の教育環境は、県内でもトップクラスの整備状況であり、今後も子どもの健全育成に向けた環境づくりに努めていきます。

東近江市民クラブ　西澤　由男

伝統工法を生かした住宅を

Q　オーガニックビレッジ宣言について、

①狙いと構想は。

②食料安全保障の観点から持続可能で効果が期待できるのか。

A　①有機農業の拡大を通じて地産地消の促進や持続可能な農業の推進を図ることを狙いとしています。国は２０５０年までに耕地面積の25％を有機農業とすることを目標としており、本市においては有機米に特化して生産拡大と普及に努めます。

②食の安全性向上のほか、化学肥料や農薬の原料を海外に依存している現状からも食料安全保障の強化に寄与すると考えます。

Q　林業政策について、

①伝統工法を生かす気候風土適応住宅制度の要件は。

②新制度に対応する林業やその従事者の育成は。

A　①県産材の使用や構造材の接手仕口を手刻み加工とすることや竿縁天井とすることなどの組み合わせを要件化し、伝統工法で建築しやすいように要件の範囲を拡大しています。

②新制度によって伐り旬伐採や天然乾燥の必要性が高まることで、人材確保・育成のきっかけになると考えます。また、伝統工法に取り組む事業者が増加することで、林業の活性化や森林整備の促進が図れるものと考えます。今回の法改正が伝統工法を用いた木造建築の見直しにつながればと期待しています。